

部活動に係る活動方針

京都府立桃山高等学校 定時制

1 部活動の目的

教育活動の一環として学校の適切な指導の下に生徒が自発的に行うもので、共通の興味や関心を追求し、学校生活をより充実させ、豊かにすることを目的とする。

2 設置部活動

〔体育系〕 陸上部、サッカー部、バスケットボール部、軟式野球部、バレーボール部
ソフトテニス部、バドミントン部、卓球部、柔道部、山岳部

〔文化系〕 軽音楽部、美術部、演劇部、将棋部、簿記部、英語部、点字部

3 入退部

・入退部は生徒の意志に基づくが、保護者の了承及び担任・顧問の承認を必要とする。

4 活動計画

・活動計画を生徒部へ提出し、活動日、休養日、活動場所について調整を行い、校長の活動承認を受ける。

5 活動時間

- ・長くとも平日は2時間程度、土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度とする。
なお、長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。
- ・定期考査1週間前から考査最終日の試験終了までの期間は、原則として活動を停止する。
ただし、定期考査期間中または考査後2週間以内に公式戦・発表会等がある場合及び学校として活動が必要と認める場合は、特例として活動を認めることがある。

6 休養日

・週当たり1日以上設定する。

7 部の新設・休・廃部

〔新設〕

・次の許可条件をすべて満たし、1年間以上その活動が定期的に行われ（1年間は試行期間とする。ただし対外的な活動は認める）翌年度以降も活動の継続性があると見込まれる場合には、職員会議に提案し校長の承認を得て許可するものとする。

（許可条件）

- （1）活動する生徒がいること。
- （2）活動を指導できる教職員（顧問）がいること。
- （3）活動内容が本校の自主的な活動としてふさわしいこと。
- （4）活動日、活動場所等、既存の部と共存できること。

〔休部・廃部〕

- ・2年間部員がいない場合、または活動実績がまったくない部は、翌年度より休部とする。
- ・休部になった部は、さらに3年間部員がいない場合は、廃部とする。